

## 総務民生委員会会議録

1. 日 時 令和元年6月21日（金曜日）  
午前11時03分～午前11時06分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 末 永 義 美 委 員 長                      高 木 法 生 副委員長  
                    竹 岡 昌 治 委 員                      安 富 法 明 委 員  
                    山 中 佳 子 委 員                      三 好 睦 子 委 員  
                    岡 山 隆 委 員                      杉 山 武 志 委 員
4. 欠席委員 な し
5. 委員外出席議員  
                    荒 山 光 広 議 長
6. 出席した事務局職員  
                    石 田 淳 司 議会議務局長                      阿 武 泰 貴 議会議務局係長  
                    篠 田 真 理 議会議務局主任
7. 説明のため出席した者の職氏名  
                    波佐間 敏 副 市 長                      田 辺 剛 総 務 部 長  
                    竹 内 正 夫 総 務 課 長                      佐々木 昭 治 財 政 課 長  
                    細 田 清 治 選挙管理委員会事務局長
8. 会議の次第は次のとおりである。

午前11時03分開会

○委員長（末永義美君） ただいまより、総務民生委員会を開会いたします。

先ほどの本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出議案7件のうち、議案第65号の1件につきまして、審査してまいりたいと思いますので、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第65号美祢市報酬及び費用弁償条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。細田選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（細田清治君） 議案第65号は、美祢市報酬及び費用弁償条例の一部改正についてであります。

これは、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律が令和元年5月15日に公布されたことにより、美祢市報酬及び費用弁償条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、最近の物価の変動等を踏まえ、投票所経費、開票所経費及び事務費等の基準額が実情に応じた額に改定されたことに伴い、選挙長、管理者及び立会人の選挙事務に係る非常勤職員の報酬額を改定するものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認めます。それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、これより議案第65号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、議案1件につきましての審査を終了いたしました。

そのほか、委員の皆さんから、所管事項につきまして何かございましたら御発言

をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） ないようでしたら、これにて本委員会を閉会いたします。

御審査、御協力、まことにありがとうございました。お疲れでございました。

午前11時06分閉会

---

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年6月21日

総務民生委員長